５．筆記試験の合格者の発表　筆記試験の合格者の氏名は、平成23年５月下旬頃に官報で公告し、同時に筆記試験合格証を本人に送付する。

（備考）　口答試験の施行については、追って官報で公告するが、平成23年７月頃に東京都内で実施する予定である。

６．受験申込書等送付先及び問い合わせ先　文部科学省又は経済産業省

文部科学省の場合

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室　郵便番号　100―8959　東京都千代田区霞が関三丁目２番２号　（電話）03―5253―4111　（ＦＡＸ）03―6734―4037

経済産業省の場合

経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課　郵便番号　100―8986　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号　（電話)03―3501―1511　（ＦＡＸ）03―3580―8434

第43回核燃料取扱主任者試験の施行

第43回核燃料取扱主任者試験の施行について、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「規則」という。)第８条の６の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年12月22日

経済産業大臣　大畠　章宏

１．筆記試験の日時及び科目

	（午前10時から正午まで）	（午後１時30分から午後３時30分まで）
平成23年３月17日(木)	核燃料物質に関する法令	核燃料物質の化学的性質及び物理的性質
平成23年３月18日(金)	核燃料物質の取扱いに関する技術	放射線の測定及び放射線障害の防止に関する技術

２．筆記試験の場所　経済産業省別館会議室　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号

３．受験の申込期間　平成23年１月21日（金）から平成23年２月４日（金）

４．筆記試験の受験手続は、次のとおりとする。

⑴　筆記試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

イ　受験申込書（規則別記様式第１で定めるもの）

ロ　履歴書(規則別記様式第２で定めるもの)

ハ　戸籍抄本又は、本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに類する書類であって地方公共団体の機関が発行したもの

ニ　写真（受験申込前１年以内に帽子を付けないで撮影した正面上半身像の手札判（縦12.7㎝横8.9㎝）のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）

ホ　規則第８条の５第４項の表第１号に該当する者は、放射線取扱主任者試験合格証又は第１種放射線取扱主任者免状の写し

ヘ　規則第８条の５第４項の表第２号に該当する者（平成23年３月に修了する見込みの者を含む。)は、認定課程の修了証明書及び修得単位証明書（見込みの者は修了見込証明書及び修得単位見込証明書）

⑵　受験申込書及びその添付書類は、経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課に直接持参するか、書留郵便（平成23年２月４日までの消印のあるものは有効）をもって提出すること。

なお、修了見込証明書及び修得単位見込証明書を提出した者にあっては、修了証明書及び修得単位証明書を平成23年３月31日までに、直接持参するか、書留郵便（平成23年３月31日必着）をもって提出すること。提出のない場合は、当該受験は無効とする。

⑶　受験申込書に記載されている住所を変更したときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を届け出ること。

⑷　受験申込書及び履歴書の用紙は、申出により経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課で交付する。郵送を希望する場合は、申込者の住所・氏名・試験名・部数を記入し、１部の場合120円切手(以下２部は140円、３部は200円）を貼った返信用封筒（Ａ４判封筒）を同封の上、経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課宛申し込むこと。

５．筆記試験の合格者の発表　筆記試験の合格者の氏名は、平成23年５月下旬頃に官報で公告し、同時に核燃料取扱主任者免状を本人に送付する。

６．受験申込書等送付先及び問い合わせ先　経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課　郵便番号　100―8986　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号　（電話)03―3501―1511　（ＦＡＸ）03―3580―8434

公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３４１号

神奈川県横須賀市不入斗町２丁目２番12号

債務者　桐山　秀子

１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　大友　朋子

４　破産債権の届出期間　平成23年１月７日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月９日午前10時45分

６　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１９５９９号

東京都文京区千石４丁目28―２　ＣＦコート305

債務者　久保　義治

１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　山口　知子

４　破産債権の届出期間　平成23年１月５日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月10日午前11時

６　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８０８号

千葉県野田市日の出町21―17　小林隆夫方、住民票上の住所神奈川県三浦市三崎町諸磯1879―１

債務者　田尻誠一郎

１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　福山　靖子

４　破産債権の届出期間　平成23年１月５日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月10日午後２時30分

６　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８５０号

神奈川県平塚市須賀2624―４

債務者　小林　綾子（旧姓友野）

１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　横張　清威

４　破産債権の届出期間　平成23年１月５日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月10日午前10時

６　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８７２号

東京都杉並区清水１丁目７―２―302

債務者　大川　和志

１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　西本　政司

４　破産債権の届出期間　平成23年１月５日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月10日午後１時30分

６　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８７５号

神奈川県藤沢市藤沢1062

債務者　関田　一郎

１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　丸山　和広

４　破産債権の届出期間　平成23年１月５日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月10日午後２時30分

６　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで　東京地方裁判所民事第20部